

授業料免除の学力基準について

1. 授業料免除の申請資格の(1)「経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合」により申請する者は、家計困窮度が高いだけでなく、下記の学力基準を満たす必要があります。

学力基準外の者が申請しても、免除にはなりませんので、ご注意ください。

※授業料免除の申請資格の(2)により申請する場合は、学力基準は適用されず、家計基準のみの審査となります。

【学部学生】

通 例							特例（母子家庭、生活保護世帯等）
1 年次後期以降に在学する者の成績については、各学生の選考時期に応じて修得単位数が次に掲げる単位数以上であり、 <u>かつ</u> 、修得単位数のうち秀、優又は良の評価を得た単位数が 72.5% 以上である者。							左記の単位数以上の単位を修得し、 <u>かつ</u> 、秀、優又は良の評価を得た単位数が 65.0% 以上である者。
1 年後期	2 年前期	2 年後期	3 年前期	3 年後期	4 年前期	4 年後期	
15 単位	30 単位	45 単位	60 単位	75 単位	90 単位	105 単位	

【大学院 1 年生・専攻科生】

通 例	特例（母子家庭、生活保護世帯等）
入学試験の成績が本人の属するコースにおいて、上位 2 分の 1 以上である者又は、入学試験の配点の 60.0% 以上の得点がある者。（第 2 次以降の学生募集による入学者も含み、順位は第 1 次募集に続き募集順に付す。）	入学試験の配点の 55.0% 以上の得点がある者。

【大学院 2・3 年生】

通 例	特例（母子家庭、生活保護世帯等）
<p>[2 年生]</p> <p>前年次までの修得単位数が次に掲げる単位数以上であり、<u>かつ</u>、秀、優又は良の評価を得た単位数が 72.5% 以上である者。修得し、教育科学専攻：14 単位 教職実践専攻 小免プログラム以外：22 単位 教職実践専攻 小免プログラム：カリキュラム上、修得可能な単位数の 9 割（基本的に 40 単位）</p> <p>[3 年生]</p> <p>前年次までの修得単位数が 66 単位以上であり、<u>かつ</u>、秀、優又は良の評価を得た単位数が 72.5% 以上である者。</p>	左記の単位数以上の単位を修得し、 <u>かつ</u> 、秀、優又は良の評価を得た単位数が 65.0% 以上である者。